

## 香美町農業委員会総会(第11回)議事録

1 開催日時 令和3年1月22日(金) 9:30~10:53

2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員(13人)

会長職務代理者 2番 古川 功兒  
委員 3番 岡田 久志  
4番 西村 功  
5番 井村 壽之  
6番 文堂 福一  
7番 中村 成一  
8番 門垣 日出男  
9番 中村 彰男  
10番 山本 薫  
11番 山本 太一  
12番 吉川 正人  
13番 橋本 幸長  
14番 前田 精一

4 欠席農業委員(1人)

会長 1番 亀村 庄二

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

代表 1番 中川 君雄  
2番 高田 勝  
3番 青山 政行  
4番 原 君枝  
5番 小林 隆夫  
6番 田中 晃  
7番 田野 豊博  
副代表 8番 東垣 泰彦  
9番 毛戸 良久  
10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 1月22日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(2)農地の転用(農業用施設)届出について

第4 議案第34号 非農地証明願承認について

第5 議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第36号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について

第7 議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 博文

事務局次長 福島 功

書記 寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は9番「中村彰男委員」と10番「山本 薫委員」にお願いしたいと思います  
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、9番「中村彰男委員」と10番「山本 薫委員」よろしくお願いします。
議 長	報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)の届出書を2件受け付けていますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読する。
議 長	それでは、1件目の届出につきまして、1月19日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、高規格道路の佐津インターチェンジをおりて、旧国道178号を佐津方面に約1kmのところ左手にあります。 現況は畑でありまして、届出人が営農の効率化を図るため機械を大型化され、その機械を格納するための農業用倉庫を新築するための届出です。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に2件目の届出につきまして、1月19日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
12番	申請地は、先ほどの申請地の近くでして、佐津川を渡って約300m進んだところにあります。 現況は畑でありまして、香美町が堆肥舎(ストックヤード)を新築するものです。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と届出内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。

議 長	次に、日程第4 議案第34号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第34号 番号1番の非農地証明願について、1月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、国道482号から貫田地区に入る交差点がありますが、その交差点から2km入ったところに鍛冶屋地区の入り口があります。入り口を右折し200mほど進んだところにあります。 申請地は、現況写真のように雑木、雑草が生い茂り原野化しており地目変更登記のための願出です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第34号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第34号 番号2番の非農地証明願について、1月19日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、国道9号の宿地区の入り口から集落内を通り北へ約1kmのところにあります。 申請地は、現況写真のように昭和62年7月完成の野菜集出荷共同施設が建っており地目変更登記のための願出です。
議 長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第34号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、日程第5 議案第35号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。

事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから14ページです。続いて、本日も配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第35号の申請について、1月19日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「前田精一委員」、担当委員であります「中村成一委員」が現地調査をしていますので、「中村成一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	申請地は、県道香住村岡線沿いにある酒造会社から村岡方面に約200mのところ、県道の東側にあります。 申請地は、現在、冬季湛水されております。申請地は、以前から譲受人が利用権設定を設定され耕作をされておりましたが、このたび、譲受人の営農規模拡大の要望に譲渡人が応じられたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「中村成一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第35号の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に、日程第6 議案第36号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題とします。
議長	事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の15ページから19ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第36号の申請について、1月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
9番	申請地は、国道482号の水間口から県道小代村岡線の猪之谷口から神場地区の間の大谷川の源流を南にのぼったところに採掘トンネルがあります。そのトンネルを抜けたところが申請地です。 申請内容ですが、申請地は以前から借人がパーライトを採石しており、採石許可の期間と同じくして一時転用を繰り返しており、このたび、前回許可の期間が満了となることから引き続き一時転用の申請がありました。賃借権設定のための申請です。
議長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第36号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第36号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 次に、日程第7 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟